

# 18港湾春闘勝利！中央行動



全国港湾と港運同盟は、三月十五日(木)から十六日(金)にかけて一八産別港湾春闘の一環として「一八春闘中央行動」を中央役員、京浜三港を中心に各地区港湾代表合わせて二五〇名あまりの規模で実施した。行動は、十五日の院内集会にはじまり、国土交通省、厚生労働省、経済産業省の行政交渉、十六日の午前から、恒例の「丸の内厚毛」を行い、午後からは、消防庁、外国船舶協会、日本貿易会への申し入れ、要請行動を取り組んだ。

今年の中央行動は、例年 一日目の十五日(木)は、集会は、立憲民主党の辻の取り組みとは違い、行政 全国の仲間二五〇名が衆議院 元清美衆議院議員のお取り 交渉に組合側が各省へ 院第一会館多目的ホールに 計らいて会場の手配を行 出向くのではなく、院内集 十一時三十分に参加し、「大 い、港湾春闘勝利に向け、立 会の場において参加者全員 幅員上げて生活向上!!18港 憲民主党、日本共産党、社会 参加のもと、国土交通省、 湾春闘勝利 3・15院内集 民主党からの各議員の列席 厚生労働省、経済産業省と 合のスピーカーのもと十 をいただき、この後行われ の行政交渉を取り組むこと 二時の院内集会から始まっ た。の激励と政策要求の前進

をほかるため開催された。始めに、主催者挨拶に立った全国港湾系各委員長は「中央港湾団交は、明確な答えがないまま残念な結果となっている。大手の電機、自動車、あるいは鉄鋼産業の回答が出ているが千五百円から三千円位のベアが回答されている。私たちの状況は、未だ明確な数字回答が出ていないところではほとんどない。業界に対し抗議の行動を行う。政治、政策課題には、政党の皆様に理解を求め、国会の場において追及して頂くことをお願いしている。組合員の皆様には、立ち上がる決意とともに団結して頑張ろう。」などと挨拶を行った。

続いて、政党からの連帯と激励のご挨拶を頂いた。その後、港運同盟新屋会長からも挨拶をいただき、たたかう意思を再確認した。

続いて、玉田書記長は、一八港湾春闘のこれまでの中央団交の経過と特徴について「一つは行政に対する要求課題、もう一つは労使で解決していく課題、大筋で二つの課題がある。行政に対しては、二月から地区で交渉してきた成果を中央で交渉していくことで、一緒に頑張っていきたい。一方、日港協との交渉では回答は荒っぽい。よく要求主

旨を理解していない回答がある。むしろ意図的に避けている。継続協議、回答できない、など評価に値する回答がない。また、後退している回答もある。行動の自由の留保を通告している。次回団交まで、各種専門委員会を開催して要求を一つでも前進させる。是非とも職場の皆様を理解を深めてもらえようお願いします。ともに頑張ろう。」などと報告を行った。

その後休憩に入り、十三時五十分から国土交通省、十五時から厚生労働省、十六時から経済産業省と各行政との交渉を行った。

集会の最後は、全国港湾系各委員長の「団結カンパロ」三唱で締めくくった。

翌日十六日十時より恒例の「丸の内厚毛」の出発地点である、国際ビル横に集合し、意志統一集会を開催



の「団結カンパロ」三唱で、デモ行進を開始した。デモ行進の最後は、最終地点である神田橋公園内で、二日間の中央行動の総括として散会集会を行い、経団連前に移動してシユプレヒコールを三唱し、十六日十二時に全体の行動を終えた。

その後、午後から中央執行委員、教員委員を中心に十五名が、消防庁交渉、外国船舶協会、日本貿易会のユーザー要請行動へと向かった。

この中央行動は、各政党議員の皆さまの協力と力添えの約束を頂くと同時に、港湾労働者の十八春闘に対する決意を、広く世間にアピールする取り組みとなり、有意義な二日間であった。

## おかげ様で 機関紙300号!

読者の皆さま、全国港湾機関紙が300号を迎えることができました。これも各地でご活躍の組合員の皆さまのおかげです。全国港湾教宣部一同、今後とも努力して参りますので宜しくお願い致します。

この中央行動は、各政党議員の皆さまの協力と力添えの約束を頂くと同時に、港湾労働者の十八春闘に対する決意を、広く世間にアピールする取り組みとなり、有意義な二日間であった。

先日、三十一歳で過労死したNHK記者の佐戸未和さんの母親の講演を聞きに行った。講演のなかで、佐戸さんの上司は「両親を前に『時間管理を欠いた自己責任』と言わんばかりだった」という▼我が国では多くの企業が、働者の入社直後から会社への滅私奉公を「美」と教育する風潮がある。滅私奉公は権利侵害と一対で次第に「社風」として定着する▼それだけに過労死問題は我々労働者にとって共通の問題である▼戦前、わが国は労働法が未整備であり「女工哀史」に見られるように人権無視の労働が横行していた。その反省から戦後は憲法で「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める(二十七条二項)」とし、労働基準法などを制定し、使用者に義務付けた。今国会で審議される予定である「高プロ」『裁量労働制』が柱となっている『働き方改革』は、労働市場に労基法適用除外労働者を大量放出して大企業へプレセントする憲法の精神に反した悪法である▼『個人として尊重(憲法十三条)』より企業忠誠心を重視する社会風土の国で、法律に拘束されない労働者を大量に排出することは過労死を増産させることになりかねない。裁量労働制については今国会の審議を見送ったが、今後も注視する必要がある。



先日、三十一歳で過労死したNHK記者の佐戸未和さんの母親の講演を聞きに行った。講演のなかで、佐戸さんの上司は「両親を前に『時間管理を欠いた自己責任』と言わんばかりだった」という▼我が国では多くの企業が、働者の入社直後から会社への滅私奉公を「美」と教育する風潮がある。滅私奉公は権利侵害と一対で次第に「社風」として定着する▼それだけに過労死問題は我々労働者にとって共通の問題である▼戦前、わが国は労働法が未整備であり「女工哀史」に見られるように人権無視の労働が横行していた。その反省から戦後は憲法で「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める(二十七条二項)」とし、労働基準法などを制定し、使用者に義務付けた。今国会で審議される予定である「高プロ」『裁量労働制』が柱となっている『働き方改革』は、労働市場に労基法適用除外労働者を大量放出して大企業へプレセントする憲法の精神に反した悪法である▼『個人として尊重(憲法十三条)』より企業忠誠心を重視する社会風土の国で、法律に拘束されない労働者を大量に排出することは過労死を増産させることになりかねない。裁量労働制については今国会の審議を見送ったが、今後も注視する必要がある。